

【町内会会則】

第一章 総則

(名称と事務所)

第1条 この会は「米山台町内会」(以下「本会」という。)といい、事務所を米山台福祉センターに置く
(目的)

第2条 本会は、次の各号に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- 一 回覧板の回付等区域内の会員相互の連絡
- 二 美化、清掃、防火、防犯、防災等区域内の環境の整備
- 三 福祉センター及び町内施設の維持管理等
- 四 行政機関等との連携及び協力
- 五 趣味、レクリエーション等文化活動
- 六 自主防災活動
- 七 その他本会の目的達成に必要な事業

第二章 組織

(区域)

第3条 本会の区域は、米山台一丁目、二丁目1区、二丁目2区(米山台東を含む。)、三丁目1区、三丁目2区、四丁目及び五丁目(米山台西を含む。)の7区で構成し、各区は班をもって組織する。

(会員)

第4条 本会は、次の各号に該当する者で入会届を行った者をもって会員とする。

- 一 本会の区域に居住する個人
 - 二 本会の区域に事務所及び店舗等事業所を有する事業主
- 2 本会に入会しようとする者は別に定める入会申込書を町内会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による入会申し込みがあった場合、本会は正当な理由なく入会を拒むことはできない。
- 4 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会するものとする。
- 一 本会の区域に居住しなくなったとき
 - 二 会員から別に定める退会届が会長に提出されたとき
 - 三 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- 5 会員は、総会において別に定める、会費を納入しなければならない。

第三章 役員

(定数)

第5条 本会に次の役員を置く

- | | | |
|---|--------|----|
| 一 | 会長 | 1名 |
| 二 | 副会長 | 1名 |
| 三 | 会計部長 | 1名 |
| 四 | 福利厚生部長 | 1名 |
| 五 | 環境衛生部長 | 1名 |
| 六 | 自主防災部長 | 1名 |
| 七 | 区長 | 7名 |
| 八 | 会計監査委員 | 2名 |

2 会長、副会長及び会計監査委員を除く他の役員は、兼務することができる。

(選 任)

第6条 役員は、各区より順に選出された2名の委員(任期2年)と、各区の区長より構成された役員選考委員会の審議結果をもとに役員会で選任し、総会の承認を得る。ただし、区長は各区が選任する。

(任 務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、すべての業務を総括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、または事故あるとき、その職を代行する。
- 三 会計部長は、会計事務の一切を行う。
- 四 専門部長は、各専門事項についてそれぞれ別に定める職務分掌により業務を行う。
- 五 区長は区を代表し、区および町内業務の円滑な運営を図るものとする。
- 六 会計監査委員は、毎年1回以上会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任 期)

第8条 役員の任期は定期総会の日から2ヶ年後の定期総会までとし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、これを補充することができる。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了の後においても後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。
- 4 役員が次の事業に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。
 - 一 職務の遂行に堪えない状況にあると認められたとき。
 - 二 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

(顧 問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が役員会で選任し、総会の承認を得る。
- 3 顧問は、役員会に参画し、意見をのべることができる。

第四章 総 会

(総会の種別)

第10条 本会の総会は通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第11条 総会は会員をもって構成する。

(総会の権能)

第12条 総会はこの会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第13条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - 一 会長が必要と認めたとき。
 - 二 世帯主または世帯代表会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第14条 総会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から1ヶ月

以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(成立要件及び表決権)

第15条 総会は世帯主または世帯代表会員の2分の1以上の出席で成立する。

- 2 会員は各々1票の表決権を有する。

ただし、第4条第1項第2号に規定する会員を除く。

- 3 議事は出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 次の事項については、第2項の規定にかかわらず、会員の所属する世帯が1票の表決権を有する。
 - 一 本会の事業の大綱に関すること。
 - 二 予算及び決算に関すること。
 - 三 自主防災計画の作成、改正に関すること。
 - 四 役員承認に関すること。

(書面議決等)

第16条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第15条の総会成立条件および議決条件の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議長)

第17条 総会の議長はその会議の構成員の中から選出する。

(議事録)

第18条 総会は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
 - 二 世帯主全会員数及び世帯主または世帯代表会員出席者数と全出席者数（書面等表決者及び委任者を含む。）
 - 三 開催の目的、議事事項及び議決事項
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
 - 六 議事録作成者（以下書記と呼ぶ。）の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が確認後、署名しなければならない。

第五章 役員会

(役員会の構成)

第19条 役員会は会計監査委員を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第20条 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第21条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員³分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から15日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも10日前に通知しなければならない。

(役員会の議長)

第22条 役員会の議長は会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第23条 役員会は、役員²分の1以上の出席がなければ開催することができない。

- 2 役員会の議事はこの会則に定めるもののほか、出席した役員^{過半数}をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため出席できないときは、書面又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。

(補助機関)

第24条 役員会に補助機関として専門部会を置く。

- 2 専門部会は、第5条第1項第四号、第五号、第六号に規定する部長(以下「専門部長」という。)が主掌し、構成及び運営については別に定める。

(特別委員会)

第25条 役員会は業務執行上必要がある場合は、特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会は会長が委嘱した委員をもって構成し、会長が主掌する。

第六章 区 班

(区 班)

第26条 区及び班の編成は、当該区域の会員の協議を経て、役員会及び総会に報告し承認を得る。

- 2 区に区長を置き、区内の会員により選出される。任期は2年とするが再任を妨げない。区を代表し、区及び町内業務の円滑な運営を図るものとする。
- 3 班に班長を置く。班長の選任と任期、及び必要事項はその班にゆだねる。
- 4 班長は区長の職務を補助する。
- 5 区長・班長は辞任又は任期満了の後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第七章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 別に定める財産目録記載の資産
- 二 会費
- 三 活動に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第29条 本会の資産で第27条第一号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を要する。

第30条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第31条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

この場合において、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、会計監査委員の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計区分)

第33条 本会の会計は、一般会計と特別会計とし、本会の一般業務を執行するための経費は一般会計とする。

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第八章 会則の改廃及び解散

(会則の改廃)

第35条 この会則は総会において総会員の3分の2以上の議決を得、かつ柏崎市長の認可を受けなければ改廃することはできない。

(解 散)

第36条 本会は地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 本会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第37条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の3分の2以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第九章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第38条 本会の事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他の必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

2 本会は、会員が備付け帳簿及び書類の閲覧を請求した場合は、閲覧させなければならない。

(委 任)

第39条 この会則の施行に関し必要な事項(細則等)は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 本会則は、柏崎市長の設立認可のあった平成13年12月14日から施行する
- 2 本会則は一部を改正し、柏崎市長の変更認可のあった平成20年9月5日から施行する。
- 3 本会則は一部を改正し、柏崎市長の変更認可のあった令和6年2月1日から施行する。